

「被害者」が「被疑者」に!? 交通裁判 徹底レポート

『死人に口なし』……

交通事故の取材を続けていると、この言葉どおりの理不尽な事件にたびたび遭遇する。

たとえば、真夜中の交差点で出会い頭の衝突死亡事故が起こったとしよう。目撃者は誰もおらず、交差点の近くには防犯カメラも設置されていない。そんな状況の中、生きているドライバーが、「私は青信号にしたがって走っていましたが」と証言したら、死亡したドライバーの信

号の色は、誰がどうやって立証するのだろうか。

赤信号無視は過失100%。つまり、「自損事故」扱いだ。重大な違反を犯したドライバーは、死亡しても「被疑者」として扱われ、遺族には自賠責保険すら支払われない。しかし問題は、赤信号無視は真実なのか？ ということだ。遺族がいくら疑問を呈しても、その瞬間を再現し、立証することは不可能だ。同様のパターンで、「被疑者

死亡で不起訴」とされたドライバーの遺族が、現在、最高裁に上告中という事件がある。私はこのケースを雑誌やテレビで何度もレポートしたが、取材すればするほど、あまりにさまざまな捜査の実態に大きなショックを受けざるをえなかった。

『どうせ被疑者死亡なんだからいいじゃないか……』
そんな思いが、もし、捜査側にあるとするなら、それは大きな誤りだ。

「被疑者」とは、起訴はされてはいないが、犯罪の嫌疑をかけられ、捜査の対象となっている者のこと。つまり、その意味は「容疑者」と同じだ。遺族にとっては、故人の名誉に関わる重大な問題であり、交通事故の場合はその事実が賠償問題にも直結する。もし、事故の状況が真実でないなら、これれもれつぎとした「冤罪」といえるだろう。

早速、岐阜県で起こった「水谷事件」を振り返ってみたい。



「水谷事件」

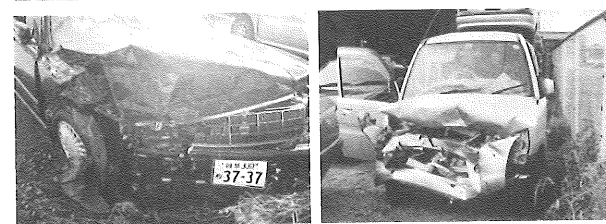
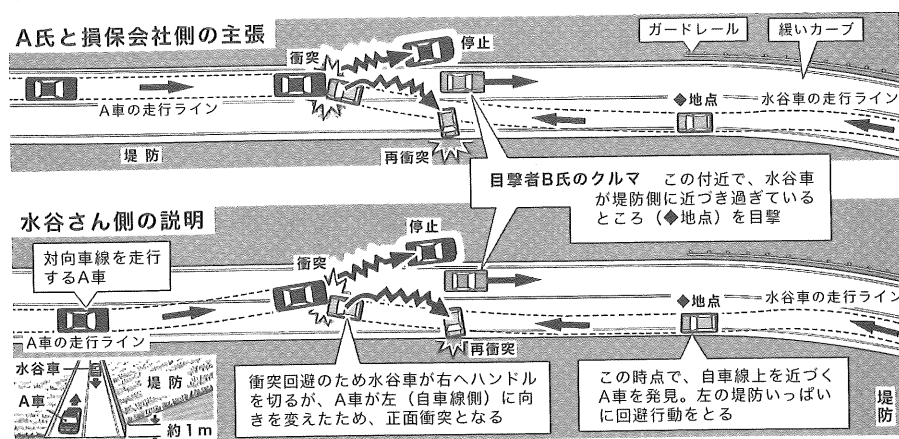
夫が残した最後の一言

「手術室に運ばれる直前、主人と一言だけ言葉を交わすことができました。『お父さん、どうしたの！』私が慌ててそうたずねると、『お母さん……、対向車が来たので、よけようとしたらぶつかった……』苦しげにそう答えました。それが、主人から聞いた最後の言葉だったのです」

そう振り返るのは、岐阜県に住む水谷八重子さんだ。夫の芳則さん(当時45)が車同士の正面衝突事故で死亡してから7年が過ぎたが、現在も事実関係をめぐって、民事裁判が続いている。事故が起こったのは、2001年5月17日、午後8時20分頃

のことだった。現場は自宅からわずかに数百メートルの場所にある揖斐川左岸の堤防道路。対向してきたA車(普通乗用車)と衝突した水谷車(軽乗用車)は、そのはずみで回転し、前部が堤防の法面プロックに激突した状態で停止。A車は右前部が大破。道路左側に車体を半分脱輪させ停止していた。(下図参照)

事故の第一報を受けた八重子さんは、知人の森田眞二郎さんに促され、現場に駆けつけた。「私たちが到着したとき、主人はすでに病院へ搬送された後だったので、現場にいた警察官に聞く」と、「死亡事故ではない」と言われたのでとりあえず安心しまし



左がA車、右が水谷車。A氏の主張通りの事故なら、A車の前面は大破しているはずだが、フロントグリルにもナンバープレートにも衝突の痕跡は見られない。

第3弾
捏造された目撃者調査
「被疑者死亡で不起訴」の過酷な現実

文一柳原三佳
やなぎはらみか ●ノンフィクション作家。交通事故、司法問題をテーマに各誌で執筆。著書に『焼かれる前に語れ(WAVE出版)』、『これだけの自動車保険(朝日新聞社)』、『死因究明(講談社)』、『交通事故被害者は二度泣かされる(リベルタ出版)』、『最新刊、自動車保険の落とし穴(朝日新聞)』など著書多数。

た。警察には、対向車線についてたタイヤの跡を指さしながら、『お宅の軽自動車のタイヤ痕がここについてるでね。ふらふら〜とこちらへ飛び出したようだね』と言われました。そのとき、主人は加害者として扱われているのだ、ということはずぐにわかりましたが、詳しい状況などは何もわからないまま、私はすぐに病院へ向かいました」

しかし、このときの警察の説明に違和感を覚えた森田さんはそのまま現場に残った。森田さんは語る。

「たしかに衝突地点自体は相手の車線上でした。でも、A車を見ると、なぜかナンバープレートやフロントグリルの中央部分が無傷なのです。そばには引きちぎられたようなかたちで水谷車の黄色いナンバープレートが落ちていたのですが、よく見るとこちらも大半の数字がそのまま

残っている。もし、警察が言うような単純な正面衝突なら、これらが無傷のはずがありません。

そのほかにも、センターライン付近には水谷車が右側に押し返されたことがはっきりわかるタイヤ痕が鮮明に残されていました。私はそれらを見て、先に対向車線にはみ出していたのはA車の方だと直感しました。水谷さんは目前に迫る対向車を避けようと、とっさに右ハンドルを切った、ところがその瞬間、相手も自車線に戻ろうと左へ逃げた。そして間に合わず、お互いの右前角が衝突したのだと……」

いいかげんな警察の捜査態度

このままでは真実がうやむやにされてしまう……。そう思った森田さんは、現場にいた岐阜県警北方警察署の警察官に、タイヤや事故車の痕跡をもっとし

っかり解析するよう促したという。しかし、警察は、

「まあ、双方の運転手が退院したら、そのときしつかり実況見分すればいいから」

そう言い残し、検証もそこそこに事故車両の移動を指示し、引き上げていったという。

警察のやる気のなさに危機感を覚えた森田さんは、夜が明けるとすぐにカメラを携えて現場へ向かい、1枚でも多くの証拠を残しておこうと、念入りに写真を撮った。

が、このときはまだ、この事故が「死亡事故」になるなど、誰も予想していなかった。

救急車で病院へ搬送された水谷さんは、「外傷性肝損傷」と診断され、緊急手術を受けた。しかし、そのまま意識を回復することはなく、事故から27時間後、妻と二人の娘を残して息を引き取ったのだ。

八重子さんがこの日、病院で

手渡された「死亡診断書」には、治療にあたった医師の文字で『対向車をよけようとして衝突』と明記されていた。それは、最後に聞いた夫の言葉と一致していた。ところが、「水谷さんは対向車線に飛び出して亡くなったらしい」という情報は、既に広がり、通夜、葬儀の参列者は、遺族の前では誰も事故の話には触れようとはしなかったという。

事故直後のA氏が漏らし た決定的証言

そんな中、水谷さんの自宅に思わぬ訪問者が現れた。事故直後、破損した車の中から水谷さんを救出した父子だった。自宅で事故の衝突音を聞き、一番に現場に駆けつけたという息子のKさん(26)は、そのときのことを鮮明に語った。

「ドーンというの凄く大きな

音がしたので、庭から前の畑へ降り、用水路を飛び越えて現場へ向かいました。まず、A車の車内から人が怒を叩いているのに気付く、運転席のドアをなんとか開けると、その人(A氏は、『しまった……、前の車を追い越そうとしたらぶつかっただ』と言ったのです。車から引き出すと、その場に座り込んでしまいました」

間もなく、Kさんの父親も現場に到着。二人はすぐに軽自動車の運転席に挟まれていた水谷さんに気づき、ドアをこじ開けて助け出した。

「僕はあるときのAさんとのこの言葉を聞いていたので、てっきりAさんが加害者だと思ひ込んでいました。ところが、近所で葬式があるというので事情を聞くと、事故の状況がまったく逆になっていたのです。このままではいけないと思って、父と

一緒に水谷さんの家を探し、『必要であればいつでも証言します』と伝えたのです」

Kさんの証言もまた、水谷さんが残した最後の言葉と、見事に合致していた。この話を聞いた八重子さんは早速、Kさんの存在を警察に伝え、A氏の自宅へも確認に行った。しかし、警察はKさんの自宅に一度だけ来たものの、調書は取らずに帰った。また、A氏本人は、「そのようなことを言ったかもしれないが、記憶にない」と、何も答えようとはしなかったという。

あり得ない10センチ刻みの事故記録

その後、八重子さんは、A車の自賠責保険に被害者請求を行った。ところが返ってきたのは「お支払不能の通知書」のみ。A車は「無責」(過失ゼロ)なのに、保険金は一切支払えないと

いう。つまりこの事故は、センターラインをオーバーした水谷さんの一方的な過失で起こったものと判断されていたのだ。

さらに、遺族に追い討ちをかけたのは、A車がかけていた任意保険会社からの損害賠償請求訴訟だった。訴状には、

〈本件事故の原因は、亡水谷が(中略)ハンドル操作を誤り、または十分に減速せず、漫然と加害車両を進行させた過失により、センターラインを超えて対向車線に進入し、訴外Aには何ら注意義務違反はなく、本件事故につき過失はない〉と書かれていた。

それにしても、なぜ、ここまですべて一方の主張をされてしまうのか。

その答えは、警察が作成した「実況見分調書」にあった。実は、この事故にはA車のすぐ前を走っていた目撃者・B氏とい

う男性の存在があった。事故から約2週間後、B氏立会いで行われたという実況見分は、思わぬため息が出るほど詳細で、不自然なものだった。

それをまとめたのが次頁の調書だ。その一部を抜粋してみる

〈立会人Bの指示説明〉

「対向車を発見した地点はB、そのときの対向車は①地点、後続車両は(イ) ↓ 「対向車が左に寄りすぎ、危険を感じた地点はC、そのときの対向車は②、後続車は(ウ) ↓ 「後方で衝突音を聞いた地点はD」 ↓ 「後続車が対向車と衝突し、停止していた地点は(エ) ↓ 「対向車両が私の後続車両と衝突し、停止していた地点は③」

警察は、以上の指示説明をもとにその「地点」を10センチ刻みで計測し、記録していた。B氏の証言によれば、後続のA車

はまっすぐに自車線を走行していた、つまり、事故は「水谷車の一方的な対向車線への飛び出しが原因」で起こったという裏付けになるのだ。

この調査によると、B氏はわずか数秒の間に、3度も後続車の位置を確認していたことになる。しかし夜間、それも外灯のない暗い道で、運転中の車の中から、「対向車」と「後続車」そして「自車」の3地点を同時に確認することなどどう考えても不可能だ。しかも、これから事故が起こることなど誰にもわからないはずなのに……。

証拠・証言を無視した警察のフィクション

そこで、私はこの目撃者・Bさんに直接会って話を聞くことにした。彼はたしかに、事故から2週間後、現場で指示説明はしたという。しかし、この調査

自体を見るのは初めてだと、大変驚いた様子だった。私はBさんにこうたずねた。

「走行中、しかも夜間に、対向車と後続車の距離関係が同時に、ここまでこまかく確認できるものでしょうか？」

するとBさんは戸惑った様子で、言葉少なにそう答えた。

「無理、ですよ……」

そもそも、夜間走行中にルーミミラーやサイドミラーで見た後続車についての目撃証言は、捜査において有効なのだろうか。警察庁にたずねてみたが、

「事案、事件ごとによって様々なケースがあるので一概に判断できない。目撃証言を証拠として採用する、しないは検察庁の判断による」

とのこと。水谷さんから遺族は、再捜査してほしいと再三訴えたが、結果的に、なにも行われず、「被疑者死亡で不起訴」の

まま、業務上過失致死罪の時効「5年」を迎えたのだ。善意の目撃者を利用してまでも過言ではない目撃調書を作成した岐阜県警。こんなずさんな調書をよりどころに、一方的に「センターラインオーバー」と決めつけられたとしたら、遺族としては到底納得できないはずだ。なぜ警察は、現場へいち早く駆けつけたKさんの証言を無視したのか。そして、なぜ現場に残された痕跡や事故車の検証をしなかったのか。つじつま合わせの空想作文に力を入れる暇があるのなら、事故直後にもっと検証すべき客観証拠があったはずだ。

現在、係争中の民事裁判。水谷さん側には、森田さんが事故直後に撮影した数多くの証拠写真だけでなく、事故車の現物も残っているが、それでも一番、

(実況見分調査補助用紙)

○ (A) むじ (B) まて	65.0	X-トIV
○ (B) かり (C) まて	56.0	X-トIV
○ (C) かり (D) まて	28.0	X-トIV
○ (D) むじ (E) まて	34.5	X-トIV
○ (F) かり (G) まて	65.0	X-トIV
○ (G) かり (H) まて	56.0	X-トIV
○ (H) かり (I) まて	34.5	X-トIV
○ (I) かり (J) まて	45.3	X-トIV
○ (J) かり (K) まて	13.7	X-トIV
○ (K) かり (L) まて	116.2	X-トIV
○ (L) かり (M) まて	15.6	X-トIV
○ (M) かり (N) まて	16.4	X-トIV
○ (N) かり (O) まて	19.2	X-トIV
○ (O) かり (P) まて	7.6	X-トIV

であった。

(交通事故現場員取回参照)

3. 本員分の結果を明確にするため本職で作成した交通事故現場員取回票、及び本職が撮影した写真9枚を本調書末尾に添付した。

岐阜県警察

事故車の前を走っていたドライバー(B氏)の調書。自車、対向車、後続車の位置が詳細に記されているが、常識的に考えてもありえない証言だ。

二番とも敗訴。現在、最高裁に上告中である。事故直後から遺族に寄り添い、この事故を見守ってきた森田さんは言う。

「日本の裁判は証拠主義のはず。それなのに、なぜ警察、検察、損保は、誰も証拠を見ようとしなかったのか。これは人ひとりが命を失った、重大な死亡事故です。そして冤罪です。裁判官にはぜひ自分の目で事件の真相を直視していただきたい。そして、『お父さんはなぜ最後にあの言葉を残して死んでしまったのか……』という遺族の疑問に、真

実況見分調査書

平成13年6月8日

北方 警察署

司法警察員調査部長

補助官

被疑者

被害者

通称交通事故反復被害事件について、本職は次のとおり実況見分をした。

見分の日時 平成13年5月29日 午後7時25分から 天 晴 日 晴

見分の場所 岐阜県本巣郡東郷町古橋15番地の先路上及び付道一帯

見分目的 前記場所の実況、被害状況等を明らかにするため

見分の立会人 目撃者

実況見分の証言

事故発生の様相、関係者の指示説明

(1) 立会人 稗 義明の指示説明

- 事故当時天候は、晴れ
- 南沢町道をスムーズに進出した地車は、(A) その時の後続車両は (F) 地車
- 対向車両を発見した地車は、(B) その時の対向車両は (I) 地車 後続車両は (D) 地車
- 対向車両が左に寄りすぎ、危険を感じた地

岐阜県警察

(実況見分調査補助用紙)

実は (C) その時の対向車両は (E) 後続車両は (G)

○ 後方で衝突音を聞いた地車は (D)

○ 私(事件)が車を停止した地車は (B)

○ 私の後続車両が対向車両と衝突し停止していた地車は (F)

○ 対向車両が、私の後続車両と衝突し、停止していた地車は (H)

○ 見通しを妨げたもの、運転操作に影響を及ぼしたものはなかった。

2. 関係距離

前記、現場の様相、立会人の指示説明を総合し、事故車両の停止地車を認定した上、立会人の実況見分に基き、各地車の位置を確定し、関係地車間の距離を測定したところ、

岐阜県警察